

札幌市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月20日

札幌市教育委員会

教育長

檜 田 英 樹



札幌市教育委員会規則第4号

札幌市立幼稚園園則の一部を改正する規則

第1条 札幌市立幼稚園園則（昭和42年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表1 札幌市立ひがしなえぼ幼稚園の項、札幌市立あつべつきた幼稚園の項、札幌市立もいわ幼稚園の項及び札幌市立手稲中央幼稚園の項中「20人」を「一」に改める。

第2条 札幌市立幼稚園園則の一部を次のように改正する。

別表1 札幌市立ひがしなえぼ幼稚園の項、札幌市立あつべつきた幼稚園の項、札幌市立もいわ幼稚園の項及び札幌市立手稲中央幼稚園の項中

「

「

—	35人
---	-----

 を

—	—
---	---

 に改める。

」

」

第3条 札幌市立幼稚園園則の一部を次のように改正する。

(1) 別表1 札幌市立ひがしなえぼ幼稚園の項、札幌市立あつべつきた幼稚園の項、札幌市立もいわ幼稚園の項及び札幌市立手稲中央幼稚園の項を削る。

(2) 別表2 札幌市立ひがしなえぼ幼稚園の項、札幌市立あつべつきた幼稚園の項、札幌市立もいわ幼稚園の項及び札幌市立手稲中央幼稚園の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から、第3条の規定は令和7年4月1日から施行する。